

法^{ナビ}Navi

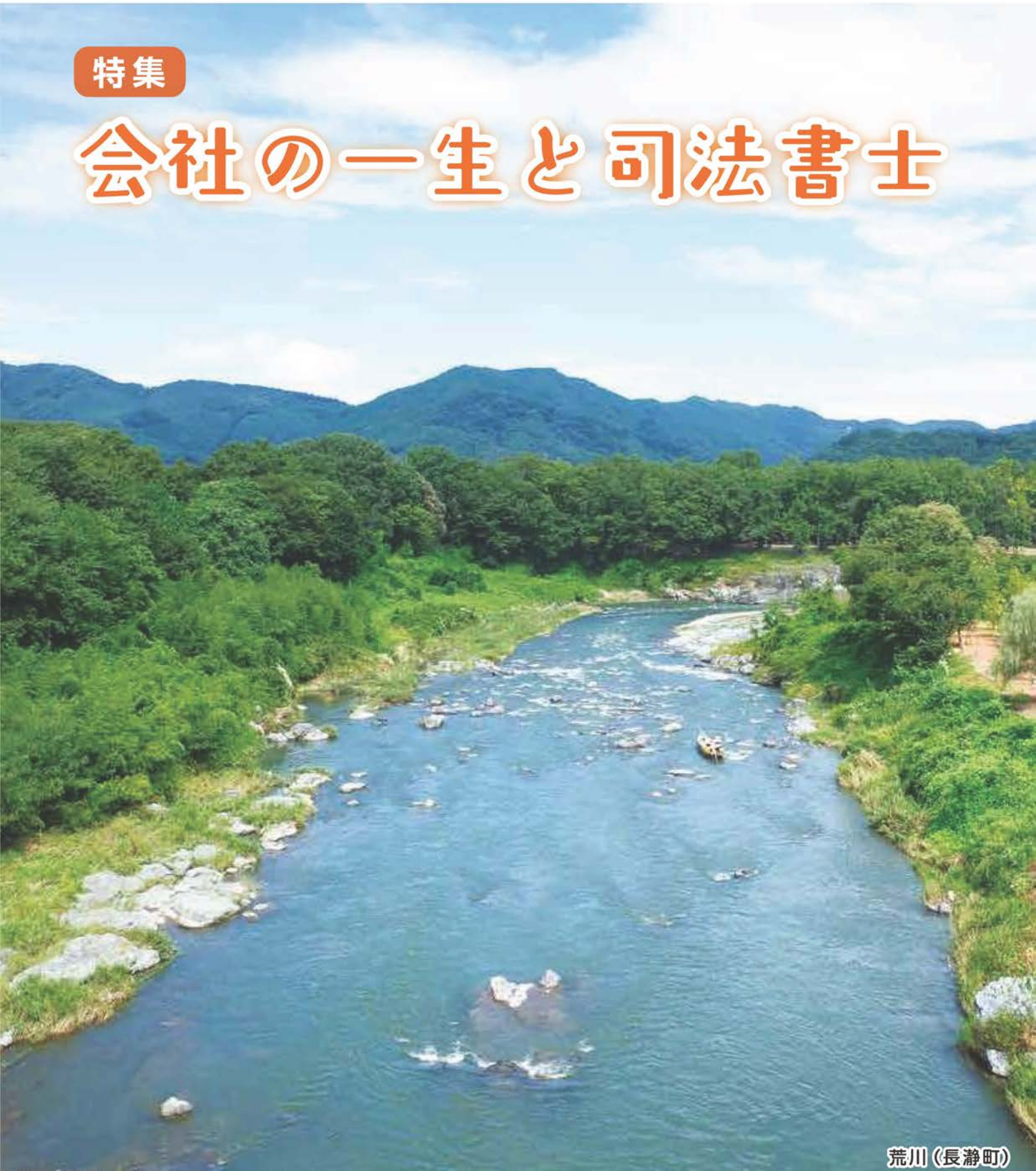
埼玉司法書士会情報誌2025

第13号

会社編

特集

会社の一生と司法書士



荒川（長瀬町）

個人事業主から法人へ

～その分岐点とメリット・デメリット～

個人からスタートした事業が順調に成長すると法人設立(法人成り)を検討する場面もあると思います。特に税負担が増えた場面で法人成りが有効な節税策になるのではないかと考える経営者もいらっしゃると思います。法人成りのメリットとデメリットにはどのようなものがあるのでしょうか。

法人成りの一番のメリットは、信用力・資金調達力・人材確保力のアップです。

一方、税金面はどうでしょうか。巷で法人成り検討のタイミングだと言われる「所得(=売上から必要経費を引いた金額)が900万円」を例に税率を見ると、個人では所得税33%+住民税10%の計43%に対し、法人では法人税、事業税、県民税、市民税などを考慮した実効税率が約34%と言われており、法人の方が税率が低いように見えます。しかし実際には、所得税は課税される所得金額の区分に応じて5~45%まで段階的に適用される累進税率なので、所得が少ない年には、逆に法人よりも低い税率で済むこともありますし、青色申告特別控除が最大で65万円引ける税制特典もあります。また所得税は赤字の年には発生しませんが、法人は赤字でも地方税の均等割が必ず約7万円発生します。他にも役員報酬の設定や社会保険料の会社負担分など様々な要素が関係するので、比較の際には税理士など専門家に相談されることをお勧めします。

デメリットとしては、経理事務と申告の難易度が格段に上がることでしょうか。個人ではクラウド会計ソフトを用いて、ご自身で決算から所得税確定申告まで行う方もいらっしゃいますが、法人税申告書は難解なので、税理士に依頼するケースがほとんどで、コストが増える可能性があります。

法人は、資本金1円から設立できますが、実務上は注意が必要です。

資本金は即ち事業を行う上での原資になりますが、通常は売上入金よりも経費支払いのタイミングが先に来ます。資本金1円では経費を払う資金を捻出できないので、すぐに役員等からの借入が必須になります。このような状態では、銀行口座の開設でさえ審査が中々通らず苦労したという話を耳にすることもあります。

また以前は、法人成りすると消費税の免税期間が2年間得られることで節税になるとされていましたが、インボイスの登録事業者となる場合には、必ず消費税の申告義務が伴いますので従来と異なり注意が必要です。

法人成りの際には、最新の情報を十分確認して、期待するメリットを十分に享受できるように進めたいものです。

税理士 田崎 暢貞

前ページの田崎税理士のコラムを読んだAさん。現在個人で事業を営んでいますが、法人化のメリットありと考えて会社設立を決意しました。さてどんな手続きが必要でしょうか。



会社設立登記

会社の種類

Aさんが選択する会社・法人には数種類の類型がありますが大きくは、株式会社、合同会社の2種類が考えられます。簡単に違いをまとめます。

	株式会社	合同会社
定款	公証役場で認証が必要	作成は必要・認証は不要
決算公告	必要	不要
役員の任期	2年~10年・変更登記必要	無し

両会社共メリットデメリットありますので、実情に合わせて選択しましょう。ここでは以下株式会社について説明します。

決定事項

商号・本店(住所)・目的・資本金(Aさん他が最初に会社に出資する金額)・役員(最低限取締役、代表取締役)・決算期・発行する株式数(現実の株券発行は必須ではありません)などを決めましょう。

手続

定款作成 定款とは会社の憲法の様なものです。上記決定事項を盛り込んでいきます



定款認証 公証役場で認証を受けます



出資金の払い込み 個人口座に入金後通帳のコピーを取ります



登記申請 登記申請書、印鑑届出書、就任承諾書、発起人決定書、役員の就任承諾書等を作成します



登記完了 法人の謄本・印鑑証明書を取得して、法人名義の銀行口座を開設します

登記が完了後、税務署・県など関係機関への届け出も忘れずに！

会社を取り巻く環境は年々変わっていきます。会社の変更登記は2週間以内にする必要があり、登記をしていないと罰則があります。

Aさんの会社の成長とともに登記が必要な場面と罰則等についてみていきましょう！



手狭になったので引越したい



本店移転

本店移転登記

会社の本店(住所)を移転した場合は、移転の日から2週間以内に登記が必要です。会社の移転をしていなくても、区画整理事業などで会社の住所が変わったときも変更登記が必要となります。



変わってないのに？

役員変更登記

役員が変わっていない場合、役員変更登記が不要と考える方もいるかと思いますが、役員が任期満了で退任し、同じ人が再任された場合であっても役員変更登記は必要です。

株式会社の場合、任期が来れば必ず登記が必要となりますが、うっかり忘れてしまうこともあります。役員の任期は定款で確認しておきましょう。

役員の増員、役員の死亡、会社の代表者の住所が変わった時も役員変更登記が必要です。



役員変更

代表取締役の住所非表示

令和6年10月1日から代表取締役の住所の一部を非表示とすることができるようになりました。これはプライバシーの保護を図り、誰もが安心して起業することができるようにするためです。しかし、不動産取引や融資の場面で必要書類が追加されるなど一定の不利益が想定されます。また、住所を非表示にしても、代表取締役の住所変更登記は必要となります。

罰則等(登記をしていないことの不利益)

・過料(罰則金)

必要な変更登記を2週間以内にしていなと裁判所から会社の代表者(社長)に100万円以下の過料(罰則金)が課される可能性があります。

実際には登記をしていない期間などに応じて数万円から十数万円の過料が課されることが多いですが、これは会社に対する罰則ではなく代表者等個人に対する罰則ですので経費にすることはできません。

・みなし解散

登記所から12年以上登記がされていない株式会社に対して、2か月以内に登記申請または、「まだ事業を廃止をしていない旨の届出」をしてくださいとの通知書が發送されます。これを無視してしまうと強制的に解散登記がされます。

登記がされていない会社は実態がないとされ、そのような登記を放置すると犯罪などに利用されるおそれがあるからです。



目的変更

目的変更登記

取引先企業、融資をする金融機関等は会社の登記を確認し、取引をするか、融資をするかを判断します。新規事業の目的が登記されていないと取引や融資を断られることが考えられます。

許認可が必要な事業、補助金・助成金制度を利用する場合などは、会社の目的にその事業が登記されていることが要件となっていることがあります。



他にも、こんな時に登記が必要です。

・事業拡大のため、資本金を増やしたい
(増資の登記)

・機関設計を見直したい
(取締役会、監査役等の設置または廃止)

・会社の名前を変更したい
(商号変更登記)



登記されている事項を変更したときは、2週間以内に登記を。司法書士は登記の専門家です。会社の登記は司法書士にご相談ください。

会社を引き継ぐ・会社を解散する

人生を共に歩み、一緒に成長を続けてきた会社も、永遠にそのままというわけにはいきません。いつかは貴方の手を離れ、そしていつかはその存在に幕を下ろすときがくるはずです。



事業承継

長年の会社経営を経て、ついに引退という場面が訪れたとき、①会社の所有(株式)はそのままに経営権だけを手放す場合、②会社の所有も経営権も手放す場合があるでしょう。③会社に対してある程度の影響力を残しておきたい、なんていう考えもあるかもしれません。①として考えられるのは、自分の子どもや信頼できる部下に対して代表権を譲るケース。この場合は代表取締役の変更登記ですね。

②は完全に会社から手を引くので、株式を譲渡するとともに、代表取締役の変更登記も行います。場合によっては他の会社へ吸収合併される道を選ぶこともあるでしょう。

以上の①や②の場合でも、いきなり後継者にすべてを託すのは不安かもしれません。ということで、③をプラスすることも可能です。①の場合でも、必要に応じて取締役に残ったり、②の場合には株式の大半を譲渡する代わりに、議決権を独占する、いわゆる黄金株を手元に残すよう登記することも可能です。

信頼できる人へ大切な会社を託す

解散・清算

会社の最後は、一般的には①解散→②清算手続き→③清算終了という手続きになります。

まず①解散ですが、こちらは会社側が任意に株主総会で決議するのが通常でしょう。株式会社は清算会社へ移行し、取締役が代わって清算人が清算業務を担います。

こうして②の清算手続きを行いますが、この時点では法人格が残っているため、会社としてはまだ存在しています。しかし、これまでのように新規顧客を獲得する営業活動等はできません。

また、官報公告を出し、把握している債権者には会社に対して有している債権を申し出るよう通知する必要があります。官報公告というと難しそうですが、WEBから申し込みすることも可能です。

以上のような清算期間は2カ月以上確保しなければならず、清算手続きがすべて終わっていたとしても、この期間は必要です。その後、ようやく③の清算終了登記を行って、会社の一生が終わります。

会社を終わらせたいと思っても、すぐには終われないので、ご注意を。

会社の最後は、登記で終了

司法書士と〜く



埼玉司法書士会 司法書士

福田 龍之介

何十台もの消防車の排気ガスの臭いが充満していた。

店舗からは炎と黒煙が立ち昇り、周囲は悲鳴と怒号が交錯していた。

すぐそばには、店内に取り残されたであろう人たちの親族らが、泣き崩れながら両手を合わせ祈っていた一。

2004年12月13日午後9時ごろ。火災の一報を受け、大型量販店「ドン・キホーテ浦和花月店」に駆け付けた。当時、新聞社の社会部記者だった私は、かじかむ手をこすりながら、周囲の状況をメモし、燃え盛る店舗を夢中で撮り続けた。

「ドン・キホーテ放火事件」。2004年12月、さいたま市内のドン・キホーテの店舗で相次いで発生した放火事件である。浦和花月店では従業員3人が焼死した。

夜が明けても親族たちの祈りは続いた。昇り始めた太陽が照らすその横顔を私は見つめた。悲しみと疲労に満ちたその表情を、心の中で「撮るべきだ」と一人の自分が言い、「撮ったら人倫にもとる」ともう一人の自分が反論する。徹夜明けの頭で考えても答えは出なかった。疲れた私は、結局撮らなかった。20年経った今でも答えは出ない。ただ、朝日の中に浮き上がったその光景を、今でも大切に心にしまっている。排気ガスの臭いをかぐと20年前の放火事件の記憶が昨日のことのようによみがえってくる。

司法書士になる前、約18年間、記者として新聞社に勤務していました。いつも肩で風を切り颯爽と取材する記者、ではなく、他社に特ダネを書かれ、半べそをかきながら取材した思い出しかありません。私に限らず、司法書士はさまざまなバックボーンを持つ人が多いと思います。私の知る限り舞台役者、アナウンサー、ホテルマン、警備員、エンジニアなど多種多様な経歴の持ち主がいます。もちろん司法書士一筋の職人のような人も。

銀行での不動産売買のお手続きのとき、待ち時間に眉間にしわを寄せて鎮座しているお地蔵さんのような司法書士がいたら、ちょっと経歴なんかを尋ねてあげてください。「実はね…」。深い話が聞けるかもしれません。

法Navi - 13号 -

令和7年1月発行 定価 100円

発行人 埼玉司法書士会

T330-0083 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目16番55号

TEL: 048-863-7861

本紙への御意見・御感想等は
埼玉司法書士会までお寄せください。

表紙撮影 司法書士 上松 隆行
デザイン・印刷 株式会社エース広告

編集後記

根柢は誰にでも知ることなのに、一般の方には分からないことだらけ。
そんな皆様のために少しでもお役に立てたら幸いです。

(Y.T)

司法書士会からの御案内

電話による相談

相談専用電話番号

TEL 048-838-1889

下記時間帯のみ通話可

※回線が混み合っている場合は、時間を置いておかけ直してください。
※祝日、年末年始、お盆期間中を除きます。

月曜日 午後1時から4時まで

「クレジット・サラ金相談」

毎月第1・第3月曜日 午後1時から4時まで

「生活困窮者向け相談」

火曜日 午後1時から4時まで

「成年後見相談」

毎月第1・第3水曜日 午後6時から8時まで

「賃貸トラブル相談」

毎月第2・第4水曜日 午後6時から8時まで

「労働トラブル相談」

木曜日 午後1時から4時まで

「一般法律相談・少額裁判相談」

金曜日 午後1時から4時まで

「登記相談」

毎月第1・第3金曜日 午後6時から8時まで

「空き家トラブル110番」

※法律相談については紛争の目的の価額が140万円を超えない民事に関するものに限ります。

※相談時間は20分程度です

司法書士相談センターでの面談相談

予約電話番号 **TEL 048-838-7472**

予約受付は

平日午前10時～午後4時まで

浦和総合相談センター

〒330-0063 さいたま市浦和高砂3丁目16番58号
埼玉司法書士会館106号室・108号室

浦和駅から徒歩10分

県北総合相談センター

【会場】熊谷市立商工会館 会議室
〒360-0041 熊谷市宮町2丁目39番地

熊谷駅から徒歩12分

越谷総合相談センター

〒343-0813 越谷市越ヶ谷2丁目8番24号
森田ビル202号室

越谷駅から徒歩7分

西部総合相談センター

【会場】ウエスタ川越 会議室
〒350-1124 川越市新宿町1丁目17番地17

川越駅から徒歩5分

お近くの司法書士事務所を探す

TEL 048-863-7861 平日午前8時30分～午後5時まで

埼玉司法書士会事務局

〒330-0063 さいたま市浦和高砂3丁目16番58号

埼玉県内市区町村での面談相談

埼玉県内市区町村55箇所で開催中



埼玉県内の相談会の詳しい内容はこちらから



令和7年1月現在